

○仙北市条件付一般競争入札（事後審査型）要綱

平成28年3月16日告示第18号

改正

平成28年6月22日告示第135号

平成29年10月1日告示第165号

令和2年1月14日告示第3号

令和4年12月28日告示第199号

仙北市条件付一般競争入札（事後審査型）要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、仙北市財務規則（平成17年9月20日規則38号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、本市が発注する建設工事又は測量・建設コンサルタント業務（以下「工事等」という。）における条件付一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事等）

第2条 条件付一般競争入札の対象となる工事等（以下「対象工事等」という。）は、仙北市競争入札等実施規程（平成17年告示第39号）別表に掲げる工事等のうち、指名審査会（仙北市競争入札等実施規程（平成17年告示第39号）第6条に規定するものをいう。以下同じ。）において審議決定したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害その他の理由により緊急を要する場合、その他特別な事情で条件付き一般競争入札によりがたいと認められる場合は、前項の規定にかかわらず指名競争入札によることができる。

（入札参加資格）

第3条 条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 仙北市財務規則（平成17年9月20日規則38号）第102条の規定による仙北市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- （3） 建設工事の入札に参加しようとするものにあつては、秋田県建設工事入札参加資格者名簿において、対象工事等に対応する工種及び等級に登載されている、又は名簿

に登載のない工種において市が定める入札参加資格の要件を満たすこと。

(4) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、仙北市建設工事等入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 建設工事の入札に参加しようとするものにあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の2に規定する現場代理人及び第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。ただし、次のアまたはイのいずれかに該当する場合には、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、同一の現場代理人を3件までの工事現場に配置できるものとする。

ア 近接して工事を発注したことから諸経費調整の対象となっている場合。

イ 3件の工事が次の要件をすべて満たしている場合。

(ア) いずれも国又は地方公共団体の発注する工事であること。

(イ) 工事現場がいずれも仙北市内であること。

(ウ) いずれも請負金額が4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満。以下同じ。）であること、又はいずれも同一の主任技術者が管理する工事であること。なお、契約変更により、請負金額の合計が4,000万円以上となった場合は、それぞれの工事に別の現場代理人を常駐させなければならない。

(6) 建設工事の入札に参加しようとするものにあつては、当該工事に対応する工種について、請負契約を締結する日から起算して1年7月前の日以後最初の事業年度終了の日以後において建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。

(7) 前各号に掲げる要件のほか、対象工事等ごとに、指名審査会の審議を経て決定した要件を満たしていること。

2 前項に掲げるもののほか、市長が必要と認めるときは、入札参加資格として次の事項に係る要件を定めることができる。

(1) 建設工事の入札に参加しようとするものにあつては、当該工事等に対応する工種に係る仙北市競争入札等実施規程第4条の規定による等級格付

(2) 本店又は営業所の所在地

(3) 当該工事に対応する工種に係る建設業法第3条の規定による建設業の許可

(4) 同種又は類似の施工等実績

(5) 配置予定技術者の資格及び施工等経歴

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

3 特定建設工事共同企業体の入札参加資格については、前2項に定めるもののほか、仙北市共同企業体運用要綱により要件を定めるものとする。

(入札の公告)

第4条 市長は、前条の規定により対象工事等に係る入札参加資格を設定したときは、施行令第167条の6第1項及び財務規則第103条の規定により、公告を行うものとする。

2 条件付一般競争入札の公告は、秋田県電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）の入札情報サービスにおいて掲示することにより行う。

(設計図書等の閲覧)

第5条 仕様書、図面、契約事項、金額を記載しない内訳書、入札要領及び入札にあたっての留意事項（以下、「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスにより行う。

2 設計図書等に対する質問及び回答は、電子入札システムにより行うものとし、市長は、質問の受付及び回答の期限を公告するものとする。

3 現場説明会は、原則として行わないものとする。

(入札参加資格確認申請等)

第6条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、公告に定める期限までに、次に掲げる書類（(2)から(6)までの書類については公告において提出を求めた場合に限る。以下「確認申請書等」という。）を提出するものとする。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第4号）
- (2) 同種工事の施工実績等（様式第5号）及びその添付書類
- (3) 配置予定技術者の資格・工事経歴等（様式第6号）及びその添付書類
- (4) 配置予定現場代理人届（様式第6号の2）及びその添付書類
- (5) 建設業許可通知書の写し
- (6) 直近の総合評定値通知書の写し
- (7) その他市長が特に必要と認める資料

2 前項の確認申請書等は、電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、市長が紙入札方式によることを認めた場合にあっては、持参により提出させることができる。

3 特定建設工事共同企業体に発注する工事にあつては、第1項の確認申請書等のほか、仙北市共同企業体運用要綱に定める書類を提出させるものとする。

4 確認申請書等を既に提出した者が、確認申請書等の提出から落札決定までの間において、入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を提出させ、開札後にあつてはその旨を速やかに報告させるものとする。

(見積内訳書の提出)

第7条 入札書の提出にあつては、見積内訳明細書を併せて提出させるものとする。

(入札の執行等)

第8条 入札書（見積内訳明細書を含む。以下この条において同じ。）は、電子入札システムにより提出させるものとする。ただし、市長が紙入札方式によることを認めた場合にあっては、持参により提出させることができる。

2 前項ただし書の規定により、入札書を持参し、提出したものについては、開札に立ち会わせるものとする。

3 予定価格の事前公表を行った場合の入札回数は1回とする。

4 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、原則として、入札を有効なものとして執行するものとする

(落札者の決定方法)

第9条 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が最も低い者（低入札価格調査制度の対象工事等にあっては、低入札価格調査を実施後）を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、抽選により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

2 入札執行者は、落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格についてあらかじめ提出された確認申請書等により確認を行い、指名審査会の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。

3 前項において落札候補者が入札参加資格を有することと決定されたときは、入札執行者は、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。

(1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(2) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるとき。

4 第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合であつて

次条に定める手続を経て当該決定が確定したとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は第1項の抽選により決定された者。ただし、当該落札候補者が抽選により決定された者である場合は当該抽選の次順位者とする。）を落札候補者とし、前2項の確認等を行うものとする。

5 落札者が決定するまで、前3項の手続を繰り返すものとする。

（入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等）

第10条 前条第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、入札執行担当課長等は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書（様式第7号）を速やかに通知する。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、入札執行担当課長等に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、入札執行担当課長等は、前項の通知においてその旨を教示するものとする。

3 前項の期限内に説明請求があったときは、入札執行担当課長等は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、前条第2項の指名審査会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。

5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第2項の決定は確定するものとする。

（落札決定後の入札無効）

第11条 落札者が他の工事等の入札において先に落札者となったことにより、確認申請書等に記載した配置予定技術者を対象工事等に配置することができなくなったときは、当該落札者の入札は無効とみなすものとする。

2 前項によるほか、落札決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、当該落札者の入札は無効とみなすものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じ、そのつど定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月22日告示第135号）

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年10月1日告示第165号）

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（令和2年1月14日告示第3号）

この要綱は、令和2年1月14日から施行する。

附 則（令和4年12月28日告示第199号）

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。